

消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める意見書

戦後66年、いま、66歳以上の高齢者は、相次ぐ年金制度の改悪により、生計が成り立たない状況に追い込まれています。とりわけ3.11の東日本大震災の被災地では、高齢者が大変な苦しみを強いられ、劣悪な環境のなかで生命さえ脅かされています。ただでさえ少ない年金額を引き下げたり、定年制の引き上げの伴わない年金支給開始年齢の引き上げ等は断じて許されません。

世界でも例のない25年という長期間の保険料納付義務が多数の無年金者を生み出しています。月額10万以下の無年金・低年金高齢者は全国で1300万人にもなります。とりわけ沖縄県の高齢者は、アメリカの占領支配下で生まれた「本土との格差」問題、すなわち、年金制度が沖縄県で摘要されたのは本土におくれること9年後でした。そのため、国民・厚生年金では「沖縄復帰特例」が実施され、年金保険料の追納が可能でした。しかし、この時期に追納できなかった県民が15万人にもなります。この人たちは、現在、無年金、低年金者となっています。沖縄の65歳以上の無年金者は、約3万人で65歳人口の13%を占め、全国平均の3倍近いものです。家族のあり方が変わり、経済も悪化しているなかで、高齢者は文字通り追い詰められています。

国連は2001年日本政府に対して公的年金制度の中に最低保障年金をつくるよう勧告しました。また、国内では指定都市市長会が2005年7月、「無拠出で、一定年齢で支給する最低年金」の創設を提案し、さらに、全国市長会も2006年11月に最低保障年金制度を含めた年金制度の検討を国に要望しました。1日も早く、現在の無年金・低年金者にも適用する最低保障年金制度をつくることが求められています。その財源は、毎年膨れ上がる防衛費やムダな大型公共事業費を削り、大企業や高額所得者、大資産家への適切な課税等によって財源を生み出し、高齢者や低所得者に最も負担が重くのしかかる消費税による財源確保は絶対に避けるべきです。

以上の趣旨から、政府に対して、下記事項の実現を要望します。

記

- 1 年金の引き下げと、年金支給開始年齢の引き上げをしないこと。
- 2 無年金・低年金者への緊急措置として基礎年金の国庫負担分3.3万円をただちに支給すること。被災地では、年金を毎月支給すること。
- 3 年金受給資格期間25年を10年に短縮すること。
- 4 消費税によらない最低保障年金制度を一日も早くつくること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月21日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣